

# 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

廃棄物をめぐる社会問題が深刻化している中で、平成7年6月、瓶、缶、ペットボトルなど家庭などから排出されるごみのうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物の減量とリサイクルの促進を目的に「容器包装リサイクル法」が制定され、平成9年4月から完全施行されました。

また、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が施行され、発生抑制、再使用、再生利用の優先順位及び製品廃棄後も再生利用について事業者が一定の責任を負う拡大生産者責任が規定され、循環型社会への転換がしめされました。

しかし、「容器包装リサイクル法」では全体のリサイクル費用の7割から8割を占める収集、運搬、分別、保管を区市町村が行うこととされているため自治体の経費負担が増大し、区市町村の財政を圧迫しています。また、これに対して事業者による再商品化の費用は2割から3割と軽いため、ペットボトルの急増に見られるように、容器包装物の発生抑制効果が乏しく、大量生産・大量リサイクルの悪循環を招いています。

よって、千代田区議会は循環型社会の構築を目指すには事業者の責任を適正化し、「容器包装リサイクル法」においても「循環型社会形成推進基本法」における拡大生産者責任を明確化する必要から下記の事項の早期実現を求めます。

## 記

1、容器包装リサイクル法の見直しを早急に行い、区市町村の負担軽減を図ると共に、事業者には責任の適正化を図ること。

2、容器包装について第一に発生抑制の推進を図り、次に再使用、再利用を促進するためさまざまな手法を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成16年 6月18日

千代田区議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
環境産業界大臣  
宛